

ベルギー

へ進出している事業主の皆様へ

平成19年1月1日から、

『社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定』により
日本とベルギーの社会保障制度の二重加入が解消されます。

免除される
制度

<派遣期間が5年を超える場合>

日本からベルギーへ派遣される方：

日本の年金・医療保険

ベルギーから日本へ派遣される方：

ベルギーの年金・医療保険・労災保険・雇用保険

<5年以内と見込まれる場合>

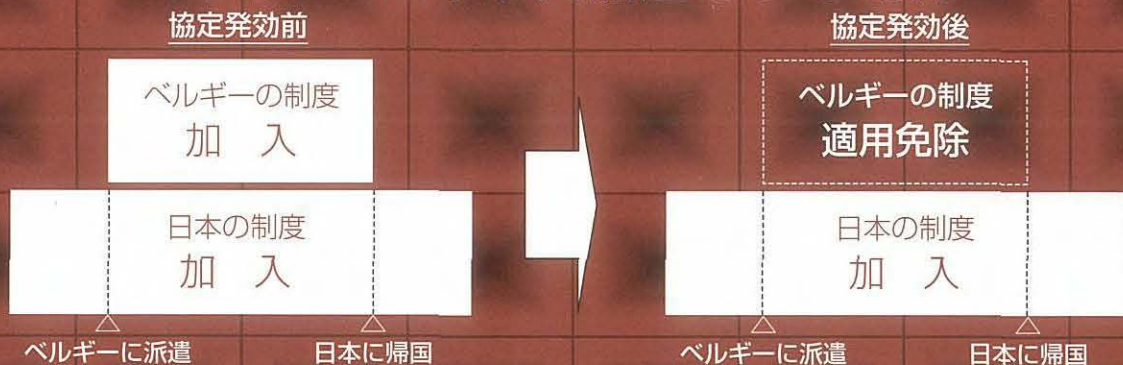
日本からベルギーへ派遣される方：

ベルギーの年金・医療保険・労災保険・雇用保険

ベルギーから日本へ派遣される方：

日本の年金・医療保険

<イメージ：ベルギーへ5年以内派遣される場合>



詳しい説明、手続き、Q&Aについては、

社会保障協定に関するホームページ

日白社会保障協定

検索

<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>をご覧ください。

社会保険庁

ベルギーで働いた経験がございましたか？

平成19年1月1日から
『社会保障に関する日本国と
ベルギー王国との間の協定』が
発効されます。

詳しい説明、手続き、Q&Aについては、
社会保障協定に関するホームページ
<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>
をご覧ください。

主な内容

日本の年金加入期間が25年未満の方については、ベルギーの年金加入期間を通算して25年以上の場合、日本の老齢年金を受け取ることができるようになりました。

ベルギー国外に住んでいる方でも、日本に住んでいる場合または日本国民の場合、ベルギー年金を受け取ることができるようになりました。（ただし、ベルギーの障害給付の受け取りはベルギーまたは日本国内在住者に限ります。）

協定発効前に既にベルギーの年金を受給していた方でも、申請により日本の年金加入期間を通算することで、ベルギーの年金額が高くなる場合があります。

ベルギー年金の申請が日本の社会保険事務所または共済組合の窓口で行うことができるようになりました。

ご留意願います

- **ベルギー年金は、原則、男性は65歳、女性は64歳から受給することができます。（平成19年1月現在）**
→ ただし、ベルギーと日本の年金加入期間が合計で35年以上ある方は、60歳より受給が可能です。
- **ベルギー年金は、通常、申請月の翌月から年金が支給されるため、申請が遅れた場合でも、支給開始日が遡及することはありません。**
→ ただし、協定発効日にベルギー年金の受給権を満たす方は、平成20年12月までに申請された場合に限り、平成19年1月分から年金が支給されます。